



令和2年1月21日

大学院修学休業制度等に基づく休業者に関する調査結果について (平成31年4月1日現在)

公立学校の教員は大学院修学休業制度、自己啓発等休業や教育委員会が独自に設けた休業制度を活用して大学院等へ修学しています。

このたび、平成31年4月1日現在における実施状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 経緯・目的

公立学校の教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成12年4月28日法律第52号）により大学院修学休業制度（同法第26条）が平成13年度から実施されています。教員は他にも自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5）や教育委員会が独自に設けた休業制度を活用して大学院等へ修学しており、その実施状況の調査を実施しています。なお、本調査は今後、隔年実施を予定しています。

2. 調査内容

今年度の調査事項は以下のとおりです。

- (1) 校種別（現在所属している学校種）
- (2) 男女別
- (3) 年齢別
- (4) 主として取得予定の専修免許状の種別（大学院修学休業制度）
- (5) 修学期間別
- (6) 修学先大学種別
- (7) 海外の大学等
- (8) 教育委員会別
- (9) 大学院修学休業制度等による休業者数の推移
 - ・ 大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数の推移
 - ・ 上記のうち、海外の大学等への修学者数の推移

3. 調査結果の主な概要

大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数の総数は172人（前回調査（平成28年度）比、17人減）、うち大学院修学休業制度を活用した教員は69人（同11人減）である。

大学院修学休業制度を活用した教員が主として取得する予定の専修免許状の種別は中学校、高等学校とも外国語（英語）が最も多く、中学校では12人（対前回調査（平成28年度）比5人増）、高等学校では4人（同8人減）である。

大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者の修学先大学種別は、国立大学が最も多く 94 人（54.7%）、海外の大学等は 28 人（16.3%）である。

海外の大学等で修学する教員は、自己啓発等休業の活用が最も多く 18 人（64.3%）、大学院修学休業は 5 人（17.9%）である。

また、海外の大学等は、アメリカ 8 人（対前回調査（平成 28 年度）比、5 人減）、イギリス 8 人（同 1 人減）、オーストラリア 7 人（同 3 人増）、その他の国 5 人である。

4. 今後の対応

文部科学省ホームページに調査結果を掲載し、最新のデータを公表する。

<担当> 文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
課長補佐 安浦
専門職 都甲
電話：03-5253-4111（代表）（内線 2986）

大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数

平成31年4月1日現在

【校種別】(現在所属している学校種)

(単位:人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	養護教諭	栄養教諭	計
大学院修学休業	22	20	20	5	0	0	1	1	69
自己啓発等休業	16	23	28	10	0	0	1	0	78
その他	6	7	8	2	0	0	2	0	25
計	44	50	56	17	0	0	4	1	172

※「その他」は教育委員会が独自に設けた休業制度

【男女別】

(単位:人)

	男性	女性	計
大学院修学休業	26	43	69
自己啓発等休業	18	60	78
その他	7	18	25
計	51	121	172

【年齢別】

(単位:人)

	～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳～	計
大学院修学休業	18	12	10	13	11	4	1	69
自己啓発等休業	16	14	8	17	14	6	3	78
その他	5	6	4	3	3	4	0	25
計	39	32	22	33	28	14	4	172

【主として取得予定の専修免許状の種別(大学院修学休業制度)】

(教科別:中学校)

(単位:人)

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健
大学院修学休業者	3	0	0	3	2	0	0	0
	技術	家庭	職業	職業指導	職業実習	外国語(英語)	宗教	計
	0	0	0	0	0	12	0	20

(教科別:高等学校)

(単位:人)

教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	
大学院修学休業者	2	2	1	2	3	1	0	0	
	書道	保健体育	保健	看護	看護実習	家庭	家庭実習	情報	
	1	3	0	0	0	0	0	1	
	情報実習	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	商業実習	水産	
	0	1	0	0	0	0	0	0	
	水産実習	福祉	福祉実習	商船	商船実習	職業指導	外国語(英語)	宗教	計
	0	0	0	0	0	0	4	0	21

(その他の免許状)

(単位:人)

種類	小学校	特別支援学校	幼稚園	養護教諭	栄養教諭	計
大学院修学休業者	19	3	0	5	1	28

【修学期間別】

(単位:人)

	1年	2年	3年	計	
大学院修学休業	15	52	2	69	
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	計
自己啓発等休業	1	29	42	6	78
その他	0	4	18	3	25
計	1	33	60	9	103

【修学先大学種別】

(単位:人)

	国立大学	公立大学	私立大学	海外の大学	計
大学院修学休業	43	2	19	5	69
自己啓発等休業	38	2	20	18	78
その他	13	2	5	5	25
計	94	6	44	28	172

※参考【国立系の内訳】

(単位:人)

	新教育大学	教員養成系	非教員養成系	計
大学院修学休業	15	22	6	43
自己啓発等休業	7	19	12	38
その他	6	4	3	13
計	28	45	21	94

※新教育大学とは、兵庫教育大学及び上越教育大学、鳴門教育大学の3大学であり、大学院修士課程に学校教育研究科を置き、現職教員の高度の研修・研鑽の機会を確保する観点から、大学院生の3分の2程度を教職経験3年以上の現職教員の受入れに充てている大学である。

【海外の大学等】

(単位:人)

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	その他の国	計
大学院修学休業	3	1	0	1	5
自己啓発等休業	4	7	5	2	18
その他	1	0	2	2	5
計	8	8	7	5	28

※その他の国
大学院修学休業1…(韓国1)
自己啓発等休業2…(中国1、ニュージーランド1)
その他2…(フィリピン1、ブータン1)

平成31年度（令和元年度）大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数
（教育委員会別）

平成31年4月1日現在

（単位：人）

項目 教育委員会名	平成31年4月1日現在の休業者数			
	総数	平成31年度から の新規休業者数	平成30年度から 引き続き休業者数	平成29年度から 引き続き休業者数
1 北海道	8 (3)	6 (3)	1	1
2 青森県	1	0	1	0
3 岩手県	3 (1)	1	1 (1)	1
4 宮城県	2	0	1	1
5 秋田県	1	1	0	0
6 山形県	1 (1)	0	1 (1)	0
7 福島県	0	0	0	0
8 茨城県	3 (2)	2 (1)	1 (1)	0
9 栃木県	1	1	0	0
10 群馬県	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0
11 埼玉県	12 (3)	7 (2)	5 (1)	0
12 千葉県	5 (1)	3	2 (1)	0
13 東京都	9 (9)	5 (5)	2 (2)	2 (2)
14 神奈川県	8 (5)	5 (3)	2 (1)	1 (1)
15 新潟県	1 (1)	1 (1)	0	0
16 富山県	1	0	1	0
17 石川県	3	2	1	0
18 福井県	1 (1)	0	1 (1)	0
19 山梨県	1	1	0	0
20 長野県	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0
21 岐阜県	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0
22 静岡県	4 (3)	4 (3)	0	0
23 愛知県	2 (1)	2 (1)	0	0
24 三重県	0	0	0	0
25 滋賀県	5 (1)	2	3 (1)	0
26 京都府	6 (2)	2 (1)	4 (1)	0
27 大阪府	21 (3)	12 (3)	8	1
28 兵庫県	8	5	3	0
29 奈良県	1 (1)	0	1 (1)	0
30 和歌山県	2 (1)	0	2 (1)	0
31 鳥取県	0	0	0	0
32 島根県	1 (1)	1 (1)	0	0
33 岡山県	0	0	0	0
34 広島県	1	1	0	0
35 山口県	3	1	1	1
36 徳島県	0	0	0	0
37 香川県	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0
38 愛媛県	0	0	0	0
39 高知県	2 (2)	2 (2)	0	0
40 福岡県	4 (1)	1	3 (1)	0
41 佐賀県	1 (1)	1 (1)	0	0
42 長崎県	1 (1)	1 (1)	0	0
43 熊本県	1	1	0	0
44 大分県	2 (1)	1 (1)	1	0
45 宮崎県	4	2	2	0
46 鹿児島県	1	1	0	0
47 沖縄県	1 (1)	0	1 (1)	0
48 札幌市	3 (3)	2 (2)	0	1 (1)
49 仙台市	1	1	0	0
50 さいたま市	3 (2)	3 (2)	0	0
51 千葉市	0	0	0	0
52 横浜市	4	3	1	0
53 川崎市	0	0	0	0
54 相模原市	0	0	0	0
55 新潟市	1	1	0	0
56 静岡市	3 (2)	1 (1)	1 (1)	1
57 浜松市	0	0	0	0
58 名古屋市	4 (1)	2 (1)	2	0
59 京都市	2	1	1	0
60 大阪市	1 (1)	1 (1)	0	0
61 堺市	1	0	1	0
62 神戸市	0	0	0	0
63 岡山市	0	0	0	0
64 広島市	3 (1)	1	2 (1)	0
65 北九州市	0	0	0	0
66 福岡市	0	0	0	0
67 熊本市	0	0	0	0
68 豊能地区	4 (2)	1	3 (2)	0
計	172 (69)	97 (41)	65 (24)	10 (4)

※ （ ）内の数字は大学院修学休業制度を活用した休業者数で、内数。

大学院修学休業制度等による休業者数の推移

大学院修学休業制度は、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的として、国内外の大学院等の課程を履修するため、3年を超えない範囲で休業することができる制度である。

・平成31年4月1日現在、大学院修学休業、自己啓発等休業及びその他の休業を活用した大学院等修学者数の総数は172人（うち、大学院修学休業制度を活用した教員は69人、海外の大学へ修学した教員は28人）。

